

『紹介状なしの初診』及び
『他院紹介後の自己都合等による再診』
のご負担について

国が推進している病院(200床以上)とそれ以外の医療機関との機能分担と連携を図る観点から、A.初診時、「紹介状」をお持ちにならずに受診された場合及び、B.再診時、当院医師から他の医療機関への受診について、文書でご紹介を行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診された場合、通常の診療費に加え、選定療養費をご負担いただきます。

A.初診時・・・3,240円(税込)

※ 「子ども医療費受給者証」をお持ちの方で、時間外受診の初診患者さんについては、1,620円をご負担して頂きます。
初診時選定療養費については、平成29年9月1日から2,160円を3,240円へ改正。「子ども医療費受給者証」をお持ちの方は1,080円を1,620円へ改正しています。

B.再診時・・・2,160円(税込)

※ 平成29年9月1日から再診の都度、ご負担して頂きます。

ただし、次の方は対象といたしません。

- ① 救急車で搬送され緊急性を有する方
- ② 公費負担医療の対象患者
- ③ 特定健診等により精密検査の指示があり、検査結果を持参した方
- ④ 外来受診後そのまま入院となつた方
- ⑤ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ⑥ その他、当院の医師が直接受診する必要性を特に認めた方